

第二期子ども・子育て支援事業計画 の策定について

平成30年度第1回 西条市子ども・子育て会議
(平成30年10月25日)

1 策定の概要

平成27年度、子ども・子育て支援法の施行に伴い子ども・子育て支援新制度がスタートし、合わせて「市町村子ども・子育て支援事業計画」の5年ごとの策定が義務付けられた。

本市で策定した現行（第一期）計画の期間が平成31年度で終了することから、この度、平成32（2020）年度から始まる第二期計画を策定する。

なお、第二期計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」を包含し一体的に策定する。

2 必要性・根拠

子ども・子育て支援法

- ・第61条第1項（5年ごとの計画策定について）

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- ・同条第4項（計画策定のためのニーズ把握について）

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

3 策定スケジュール

| | 計画策定 | | 子ども・子育て会議 |
|--------|-------------------------------|---------|---|
| 平成25年度 | 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (第一期計画) | 第一期計画期間 | 第一期委員 開催回数 2回 概要 ・子ども・子育て会議の趣旨 ・ニーズ調査結果報告 等 |
| 平成26年度 | 子ども・子育て支援事業計画策定 (第一期計画) | | 第二期委員 開催回数 4回 概要 ・各事業ニーズ量の確定 ・第一期計画策定 等 |
| 平成27年度 | | | 第三期委員 開催回数 2回 概要 ・計画登載事業の進捗管理 ・新制度参入施設 等 |
| 平成28年度 | | | 第四期委員 開催回数 2回 概要 ・計画登載事業の進捗管理 ・新制度参入施設 等 |
| 平成29年度 | | | 第五期委員 開催回数 2回 概要 ・計画登載事業の進捗管理 ・新制度参入施設 等 |
| 平成30年度 | 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (第二期計画) | | 第六期委員 開催回数 2回(予定) 概要 ・ニーズ調査の実施 ・ニーズ調査結果報告 等 |
| 平成31年度 | 子ども・子育て支援事業計画策定 (第二期計画) | | 第七期委員 開催回数 4回(予定) 概要 ・各事業ニーズ量の確定 ・第二期計画策定 等 |
| 2020年度 | | | 第八期委員 開催回数 2回(予定) 概要 ・計画登載事業の進捗管理 ・新制度参入施設 等 |
| 2021年度 | | | 第九期委員 開催回数 2回(予定) 概要 ・計画登載事業の進捗管理 ・新制度参入施設 等 |
| 2022年度 | 2024年度まで (5年間) | | 第十期委員 開催回数 2回(予定) 概要 ・計画登載事業の進捗管理 ・新制度参入施設 等 |

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ